

札幌市「銭函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議設置要綱

(設置)

第1条 銭函風力開発株式会社(以下、「事業者」という。)が小樽市銭函地区において事業を予定している銭函風力発電所の環境影響評価書案に関し、札幌市域の環境に影響を及ぼすおそれのある事項に限り、科学的知見に基づく検証及び検討を行うことを目的に、札幌市「銭函風力発電所環境影響評価書案」検証専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置するものとする。

(職務)

第2条 専門家会議は、銭函風力発電所環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)が公告、縦覧された後、評価書案に記載されている環境項目のうち札幌市域に影響を及ぼすおそれのある騒音、低周波音及び景観について、調査、予測及び評価の妥当性を科学的知見に照らし検証するとともに、環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)が適正に講じられている、又は講じようとしているかを検証し、必要と認める場合にあっては、環境影響調査又は環境保全措置の追加等事業者において必要な措置について検討するものとする。

2 専門家会議は、前項の検証又は検討結果について、評価書案の縦覧期間満了の日から起算して7日以内に、書面により札幌市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 専門家会議は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、騒音、低周波音及び景観に係る学識経験のある者のうちから、環境局長が委嘱する。

3 委員は、前条に規定する職務が終了したときには、前項に規定する委嘱を解かれるものとする。

(座長)

第4条 専門家会議に座長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、専門家会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門家会議は、座長が召集する。

2 座長は、専門家会議の議長となる。

3 専門家会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 専門家会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 専門家会議は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、会議に事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第6条 専門家会議に出席した委員に対して、日額12,500円を謝礼として支給する。

(庶務)

第7条 専門家会議の庶務は、環境局環境都市推進部において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 6 日から施行する。

(最初の専門家会議の招集)

2 この要綱の施行後最初の専門家会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、環境局長が召集する。